

子どもを病気から守る予防接種

予防接種を受けましょう

予防接種を受けると、病気の感染や重症化を防ぐことができます。かかりつけの医師と相談しながら、適切に接種しましょう。

◆定期予防接種

定期予防接種は予防接種法によって対象疾病・対象者・接種する期間が定められたものです。対象期間中は**無料**で受けることができます。

種別	対象者	標準的な接種期間	回数
四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	1 期初回：生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある人	生後 3 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間	3 回
	1 期追加：生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある人	1 期初回接種(3 回)終了後 12 月から 18 月までの間隔をおく	1 回
二種混合(ジフテリア・破傷風)	2 期：11 歳以上 13 歳未満の人	11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間	1 回
麻しん風しん混合(MR)	1 期：生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある人		1 回
	2 期：5 歳以上 7 歳未満の人であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある人		1 回
水痘	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある人		2 回
B 型肝炎	生後 1 歳に至るまでの間にある人	生後 2 月から生後 8 月に達するまでの期間	3 回
日本脳炎※ 1)	1 期初回：生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある人	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの期間	2 回
	1 期追加：生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある人	4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間	1 回
	2 期：9 歳以上 13 歳未満の人	9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間	1 回
B C G	生後 1 歳に至るまでの間にある人	生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間	1 回
ヒブ	生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある人	初回接種開始は生後 2 月から生後 7 月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後 7 月から 13 月までの間隔をおく (接種を開始した月齢によって接種回数が変わります)	初回：3 回 追加：1 回
小児肺炎球菌	生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある人	初回接種開始は、生後 2 月から生後 7 月に至るまで 追加接種は、生後 12 月から生後 15 月に至るまで (接種を開始した月齢によって接種回数が変わります)	初回：3 回 追加：1 回
ロタウイルス(1 価か 5 価のどちらかを選択)※ 2)	1 価(ロタリックス)：生後 6 週から 24 週まで	生後 2 か月から生後 6 か月までの期間	2 回
	5 価(ロタテック)：生後 6 週から 32 週まで	生後 2 か月から生後 8 か月までの期間	3 回
子宮頸がん※ 3)	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	2 価：13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間 4 価：13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	3 回

※ 1) 平成 17 年の積極的勧奨の差し控えにより、平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日に生まれた人で、1 期、2 期の接種を受けられなかった人は、20 歳までの間に接種を受けることができます。

※ 2) 1 回目の接種は、生後 14 週 6 日までにすることが推奨されています。

※ 3) 平成 25 年の積極的勧奨の差し控えにより、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日に生まれた人で、子宮頸がんワクチンの接種を受けられなかった人も、接種を受けることができます。

◆任意予防接種

以下の予防接種に対する費用助成を行います。助成方法は**償還払**です。医療機関の指定はありません。申請方法など詳しくは健康対策課へお問い合わせください。



ワクチン名	対象者	助成回数	助成額(1 回につき上限)
おたふくかぜ ※ 1)	1 歳以上 13 歳未満の人(まだおたふくかぜにかかっていない場合のみ)	2 回	2,000 円
子宮頸がん	平成 9 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの女性で、令和 4 年 3 月末に自費で接種を済ませた方	3 回	17,830 円

※ 1) 日本小児学会では、1 歳になったら 1 回目を、小学校入学前の 1 年間に 2 回目を接種することを推奨しています。

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536